

## 職員に対する福利厚生事業について

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項（福利厚生事業）を民間企業と同様、雇用主として実施することが義務付けられています。この福利厚生事業については、総務省の指針「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月）や「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月）により、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表します。

### (1) 福利厚生事業の見直し

	見直しの有無	見直し内容				
		互助会等に対する公費支出総額の見直し		互助会等が行う個別事業に対する公費支出の見直し		互助会等に対する補助等の方式見直し
		公費支出の廃止	公費支出の削減	公費支出の廃止	公費支出の削減	
22年度	無		○			
23年度	無		○			

### (2) 互助会に対する公費支出

	18年度決算	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度予算
公費支出総額 (単位：千円)	5,691	4,049	3,930	2,930	2,884	2,835
会員一人当たりの 公費支出額(単位：円)	25,635	18,745	18,626	14,622	15,421	15,748

### (3) 公費を伴う個人給付事業の実施状況

	事業内容											
	結婚祝金	出産祝金	入学祝金	弔慰金	退会給付金	災害見舞金	医療費補助	入院・傷病見舞金	人間ドック補助	永年勤続給付	保養施設利用補助	レクリエーション補助
22年度	○	○	○	○		○		○		○	○	○
23年度	○	○	○	○		○		○		○	○	○